

## 告 示

### 埼玉県告示第千百九十八号

埼玉県議会令和五年九月定例会において議決された令和五年度埼玉県一般会計補正予算（第二号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和五年十月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

令和5年度埼玉県一般会計補正予算（第2号）

令和5年度埼玉県一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,510,579千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,245,989,458千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		2,508,677	67,765	2,576,442
	2 負担金	2,333,156	67,765	2,400,921
9 国庫支出金		316,226,730	5,746,986	321,973,716
	1 国庫負担金	120,664,513	4,599,051	125,263,564
	2 国庫補助金	192,319,846	1,147,935	193,467,781
11 寄附金		159,565	10,000	169,565
	1 寄附金	159,565	10,000	169,565
12 繰入金		106,443,296	9,215,065	115,658,361
	2 基金繰入金	105,635,984	9,215,065	114,851,049
13 繰越金		500,000	70,763	570,763
	1 繰越金	500,000	70,763	570,763
14 諸収入		37,862,860	45,000	37,907,860
	4 受託事業収入	2,535,953	45,000	2,580,953

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県債		200,692,000	1,355,000	202,047,000
	1 県債	200,692,000	1,355,000	202,047,000
歳入	合計	2,229,478,879	16,510,579	2,245,989,458

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		102,622,415	10,629	102,633,044
	3 県民費	12,960,304	10,629	12,970,933
3 民生費		430,452,662	13,848,042	444,300,704
	1 社会福祉費	310,847,637	13,848,042	324,695,679
8 土木費		125,107,296	2,163,453	127,270,749
	2 道路橋りょう費	55,862,814	562,779	56,425,593
	3 河川費	33,879,790	829,324	34,709,114
	4 都市計画費	24,179,622	771,350	24,950,972
9 警察費		157,705,529	488,455	158,193,984
	1 警察管理費	145,121,349	488,455	145,609,804
歳出合計		2,229,478,879	16,510,579	2,245,989,458

第2表 継続費補正

変 更

(単位 千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
9 警 察 費	1 警察管理費	高齢者講習施設 庁舎建設費	6,226,721	令和4年度	469,833	6,834,251	令和4年度	469,833
				令和5年度	5,756,888		令和5年度	6,245,343
							令和6年度	119,075

第3表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
	2 道 路 橋 り よ う 費	交差点整備費	25,000
		道路環境整備費	45,000
		バリアフリー安全対策費	60,000
		道路安全施設費	119,777
		道路構造物維持事業費	105,000
		社会資本整備総合交付金（改築）事業費	365,000
		橋りょう修繕費	264,000
		橋りょう架換費	573,500
		橋りょう整備事業費	282,210
8 土 木 費		緊急浚渫推進費	305,000

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
	3 河川費	河川改修費 社会資本整備総合交付金（河川）事業費 河川改修事業費 河川施設震災対策費 川の再生推進費 砂防施設費 社会資本整備総合交付金（砂防）事業費	4,122,000 1,693,184 644,140 60,000 450,000 30,000 120,000
	4 都市計画費	街路整備費 公園等施設整備費	14,000 149,260

第4表 地方債補正

変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
道 路 事 業	5,170,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	5,353,000			(補正前に同じ。)
河 川 事 業	2,420,000	同	上	同	上	2,803,000		(同 上)
砂 防 事 業	463,000	同	上	同	上	473,000		(同 上)
街 路 事 業	1,996,000	同	上	同	上	2,269,000		(同 上)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公園事業	1,117,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	1,135,000			(補正前に同じ。)
警察署庁舎建設事業	9,635,000	同	同	同	10,123,000			(同上)